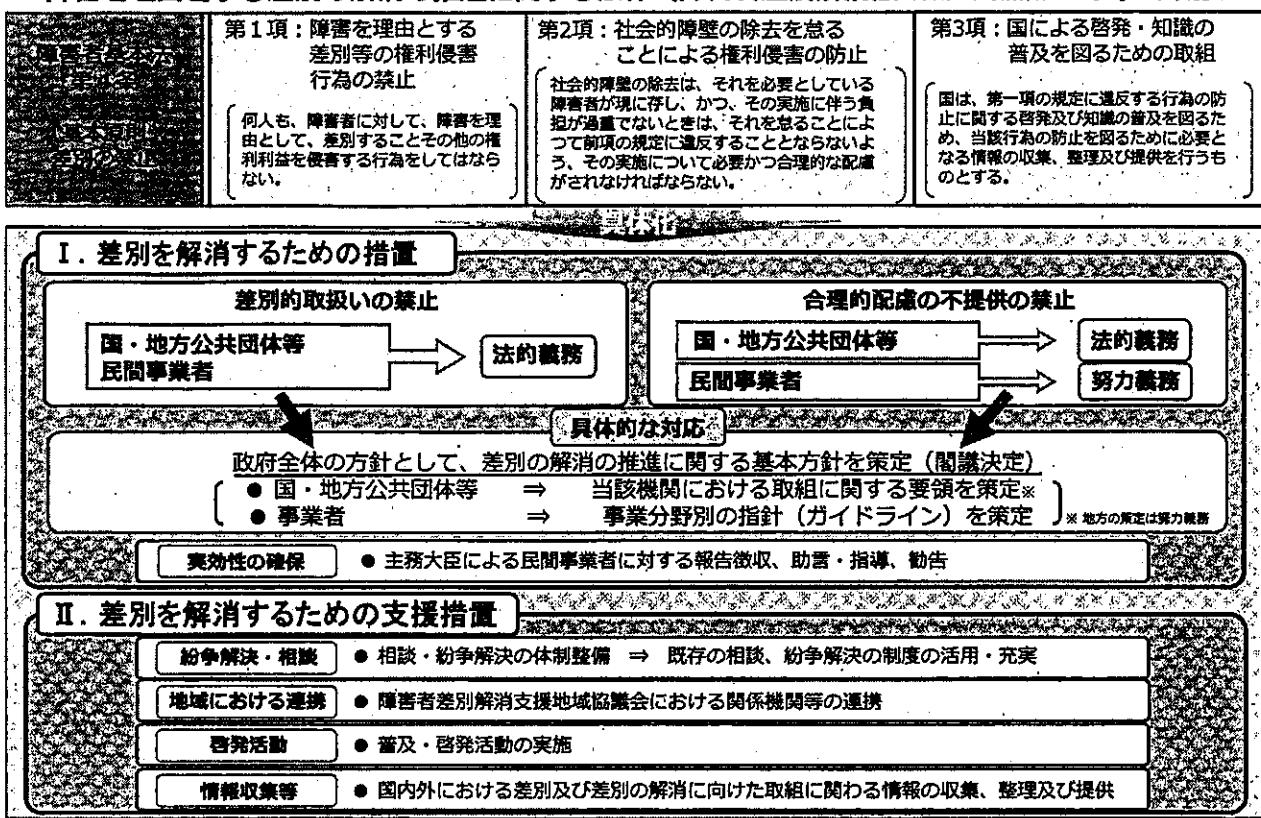


障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法<平成25年法律第65号>）の概要



障害を理由とする差別解消に関する国基本方針（抜粋）

平成27年2月24日閣議決定

1 不当な差別的取扱い

- 正当な理由なく、障害を理由として障害者の権利利益を侵害することを禁止（サービス等の提供拒否、障害者でなければ付けない条件）
- 障害者の事実上の平等を促進し、達成するための措置や優遇は、差別ではない。
- 「正当な理由」：客観的に見て正当な目的の下、目的に照らしやむを得ないもの
〔例：安全の確保、財産の保全、損害発生の防止等〕

2 合理的配慮

- 個々の場面において、障害者から社会的障壁の除去を必要とする意思表明があり、その実施に伴う負担が過重でないとき、社会的障壁の除去について、必要かつ合理的な配慮が求められる。
〔現時点における一例〕
 - 段差に携帯用スロープを渡す。 ○高いところに陳列された商品をとって渡す。
 - 筆談、読み上げ、手話、分かりやすい表現で説明など意思疎通への配慮
 - 障害の特性に応じた休憩時間の調整などのルール・慣行の柔軟な変更 など
* 障害者との関係が長期にわたる場合、合理的配慮でなく、環境整備を考慮する。
- 建築物のバリアフリー、介助者等の人的支援、情報アクセシビリティの向上等が基礎
→ 各場面の状況により、合理的配慮の内容が異なる。

3 行政機関等が講すべき措置

- 差別的取り扱いの禁止、合理的配慮の提供
- 職員による取組を確実にするため対応要領を定める。
- 相談窓口の明確化、職員の研修・啓発の機会確保を徹底 → 対応要領に記載

障害者差別解消法の施行に向けた岡山県の取組状況

1 障害者差別解消法

全ての障害のある人が、基本的人権を享有する個人としての尊厳が尊重され、その尊厳にふさわしい生活を保障される権利を有することを踏まえ、障害を理由とする差別の解消を推進し、共生社会の実現を目指し、「障害者差別解消法」が平成25年に成立し、平成28年4月1日から施行される。

2 県職員対応要領の作成

本年2月24日に閣議決定した「国の基本方針」や国の各省庁で制定される対応要領等に即し、本県において、「職員対応要領」を定め、職員への研修や啓発活動を実施するなど、法施行に向けて、本県の体制整備を図る。

3 取組状況

(1) 意識啓発

差別解消法の施行に向けて、意識啓発を図るため、各種研修等で説明

- ・府内・県民局連絡会議及び市町村職員研修会で説明(5/12)
- ・事業者等の研修会で説明(5/22精神障害者家族会、6/3障害者施設等協議会、6/26手をつなぐ育成会、8/7障害者福祉施設等協議会身体障害部会)
- ・福祉相談センター、男女センター、消費生活センター等幹部研修で説明(7/1)
- ・県の主任研修で説明(7/15, 7/21)
- ・岡山経済団体連絡協議会で説明(8/17)
- ・玉野市の研修会で説明(9/28)
- ・身体障害者相談員研修会で説明予定(11/6)

(2) 情報提供

県障害者施策推進審議会で関係機関に情報提供(7/23)

県障害者虐待防止研修会で市町村、障害者福祉施設関係者等に情報提供(7/30)

国の動向や都道府県の取組状況を情報収集して、適宜、市町村等に情報提供

県庁各課に情報提供し、手話通訳者等の配備等適切な対応を要請

(3) 障害者団体との意見交換

合理的配慮等の具体例や要望を聴取する意見交換会を実施(7~8月: 13団体)

岡山県職員対応要領について意見交換会を実施予定(11~12月: 13団体)

(4) 障害者差別解消支援地域協議会

関係機関が、相談事例等の情報共有を通じ、差別解消のための取組を連携して推進する組織を11/1に設立

(5) 障害者権利擁護セミナー

11/23に障害者差別解消法をテーマに講演会とパネルディスカッションを実施

講演:「見えないから、見えたもの」元岡山盲学校教頭竹内昌彦氏 200名参加予定

(6) 心のバリアフリー普及・促進事業

障害のある人の特性や障害者差別解消法について解説した啓発冊子を作成し、企業を訪問して啓発(年間100社程度を予定)